

令和5年2月22日  
令和6年7月 1日一部改定

賃金等の変動に対する建設工事請負契約書第26条第6項（インフレ条項）  
の運用の取り扱いについて

賃金等の変動に対する建設工事請負契約書第26条第6項の運用について（以下「運用」という。）及び賃金等の変動に対する建設工事請負契約書第26条第6項（インフレ条項）運用マニュアル（暫定版）（以下「マニュアル」という。）は下記のとおり取り扱うこととします。

記

建設工事請負契約書第26条第6項「請負代金額が著しく不相当となったとき」には、賃金水準の変更が生じていなくても、物価水準（価格水準）の変更により請負代金額の変動が受発注者の負担である残工事費の1%を超え、残工期が2カ月以上ある場合、受発注者はインフレスライドの協議を実施することができます。

したがって、建設資材単価等の物価水準の変更により、インフレスライドの協議を執り行う場合は、運用、マニュアルの「賃金水準の変更」を「賃金水準や物価水準の変更」として取り扱うことができることとします。

（参考）単品スライドとインフレスライドの違い

項目	単品スライド(契約書第26条第5項)	インフレスライド(契約書第26条第6項)
適用対象工事	すべての工事	すべての工事(ただし、基準日以降、残工期が2ヶ月以上ある工事)
請負額変更の方法	対象	部分払を行った出来高部分を除く全ての資材(鋼材類、燃料油類等)
	単価	県設計単価又は実際の購入金額
	の受発注者の負担	対象工事費の1.0% (ただし、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)
	再スライド	なし (部分払を行った出来高部分を除いた工期内全ての資材を対象に、精算変更契約後にスライド額を算出するため、再スライドの必要がない)
ドス額ライ	受発注者負担額を除く直接工事費分	受発注者負担額を除く残工事量に対する工事費

国土交通省HP 各種スライド条項FAQ（令和4年12月）No.7～No.11 を参照  
[https://www.mlit.go.jp/tec/tec\\_tk\\_000101.html](https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000101.html)

## 賃金等の変動に対する建設工事請負契約書第26条第6項 (インフレ条項) の取扱いについて

賃金水準又は物価水準の変更による残工事費の変更額が、残工事費の1%を超え、残工期が2カ月以上ある場合にインフレスライドの協議を実施することが可能となりました。

賃金の変動に対する建設工事請負契約書第26条第6項(インフレ条項)の運用の取扱いについて以下のとおりとしますのでお知らせします。

建設工事請負契約書第26条第6項「請負代金額が著しく不相当となったとき」には、賃金水準の変更が生じていなくても、物価水準(価格水準)の変更により請負代金額の変動が受発注者の負担である残工事費の1%を超え、残工期が2カ月以上ある場合、受発注者はインフレスライドの協議を実施することができます。

したがって、建設資材単価等の物価水準の変更により、インフレスライドの協議を執り行う場合は、運用、マニュアルの「賃金水準の変更」を「賃金水準や物価水準の変更」として取り扱うことができることとします。

なお、スライド額の算出方法に変更はありません。

※単品スライドは、令和4年6月29日の運用改定により、実際の購入金額を用いて(適当と認められる場合)スライド額の算定が可能となりましたが、**インフレスライドは、従来通り、発注者が積算に用いている設計単価表の基準日における単価を用いてスライド額を算定すること**となっています。

適用年月日 令和5年2月22日以降に請求が行われたものから適用しています。

令和6年7月  
三重県県土整備部  
技術管理課